

# 参 考 资 料



# 目 次

## 1 職員給与関係

第1表	職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	参考-1
第2表	職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	参考-2
第3表	職員の平均給与月額	参考-3
第4表	行政職給料表適用職員の級別平均給与月額及び平均年齢	参考-4
第5表	職員の給料表別、級別、号給別人員	参考-5
第6表	職員の扶養親族数別人員	参考-30
第7表	職員の住居手当の支給状況	参考-32
第8表	職員の通勤手当の支給状況	参考-33
第9表	職員の単身赴任手当の支給状況	参考-34
第10表	職員の管理職手当の支給状況	参考-34
第11表	職員の地域手当の支給状況	参考-34
第12表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	参考-35
第13表	職員の給料月額と国家公務員の俸給月額との比較	参考-36

## 2 民間給与関係

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要	参考-37	
第14表	産業別、企業規模別調査事業所数	参考-38
第15表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	参考-39
第16表	企業規模別、職種別給与額等	参考-40
第17表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等（事務・技術関係職種）	参考-47
第18表	民間における初任給の改定状況	参考-55
第19表	民間における定期昇給制度の状況	参考-55
第20表	民間における家族手当の支給状況	参考-56
第21表	民間における住宅手当の支給状況	参考-56
第22表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考-57
第23表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	参考-57

## 3 生計費関係

平成31年4月の標準生計費算定方法	参考-58	
第24表	名古屋市における費目別、世帯人員別標準生計費	参考-59

## 4 労働経済関係

第25表	労働経済指標	参考-60
------	--------	-------





# 1 職員給与関係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	適用人員等								
	平成31年4月 (A)			平成30年4月 (B)			増減 (A) - (B)		
	人員	平均年齢	平均経験年数	人員	平均年齢	平均経験年数	人員	平均年齢	平均経験年数
行政職給料表	人 9,315	歳 41.5	年 19.4	人 9,283	歳 41.8	年 19.7	人 32	歳 △0.3	年 △0.3
公安職給料表	13,294	38.5	17.1	13,306	38.4	17.0	△12	0.1	0.1
教育職給料表(一)	10,063	42.5	19.8	10,073	42.7	20.0	△10	△0.2	△0.2
教育職給料表(二)	21,563	40.0	17.3	21,787	40.3	17.6	△224	△0.3	△0.3
教育職給料表(三)	49	47.9	24.6	50	46.9	23.7	△1	1.0	0.9
研究職給料表	460	43.5	20.3	472	43.3	20.0	△12	0.2	0.3
医療職給料表(一)	58	51.6	25.8	57	51.8	26.5	1	△0.2	△0.7
医療職給料表(二)	329	41.8	18.4	326	41.9	18.7	3	△0.1	△0.3
医療職給料表(三)	375	41.4	18.1	363	41.3	18.1	12	0.1	0.0
福祉職給料表	115	41.4	19.4	117	41.5	19.6	△2	△0.1	△0.2
指定職給料表	1	x	—	0	—	—	1	—	—
特定任期付職員給料表	2	55.4	—	2	54.4	—	0	1.0	—
全給料表	55,624	40.4	18.1	55,836	40.6	18.3	△212	△0.2	△0.2

(注) 1 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に定める給料表をいう(以下第6表まで同じ(第4表を除く。))。

2 再任用職員等は含まれていない(以下第11表まで及び第13表について同じ。)

3 △印は、減少を示す。

4 「x」は、人員が1人の場合である。

備考 上記の給料表のほかに、第一号任期付研究員給料表(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に定める給料表をいう。)及び第二号任期付研究員給料表(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に定める給料表をいう。)があるが、適用者はいない。

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比					性別人員構成比	
	大学卒	うち 大学院修了	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職給料表	75.3	7.0	6.6	18.0	0.1	67.4	32.6
公安職給料表	58.2	0.2	4.5	37.3	0.0	91.1	8.9
教育職給料表(一)	95.3	11.4	3.2	1.5	—	59.6	40.4
教育職給料表(二)	96.6	5.5	3.4	—	—	48.7	51.3
教育職給料表(三)	12.2	—	83.7	4.1	—	8.2	91.8
研究職給料表	97.8	42.4	0.7	1.5	—	79.1	20.9
医療職給料表(一)	100.0	12.1	—	—	—	74.1	25.9
医療職給料表(二)	86.6	8.8	11.6	1.8	—	46.5	53.5
医療職給料表(三)	31.5	—	53.1	15.5	—	10.7	89.3
福祉職給料表	60.9	2.6	35.7	3.5	—	42.6	57.4
指定職給料表	100.0	—	—	—	—	100.0	—
特定任期付職員給料表	100.0	50.0	—	—	—	100.0	—
全給料表	83.0	5.8	4.7	12.3	0.0	63.9	36.1
昨年の状況	82.7	5.8	4.8	12.5	0.0	64.0	36.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれ100と一致しない場合がある。

第3表 職員の平均給与月額

給料表	区分	給与種目				平均給与月額 計
		給料	扶養手当	地域手当	その他	
		円	円	円	円	円
行政職給料表		325,266	8,452	36,145	15,806	385,669
公安職給料表		328,825	12,922	36,055	7,362	385,164
教育職給料表(一)		373,399	8,285	40,502	16,674	438,860
教育職給料表(二)		353,090	7,130	38,504	17,609	416,333
教育職給料表(三)		398,849	13,449	43,902	11,302	467,502
研究職給料表		356,610	10,104	40,173	24,371	431,258
医療職給料表(一)		543,912	9,750	98,353	212,955	864,970
医療職給料表(二)		328,269	5,464	35,973	23,955	393,661
医療職給料表(三)		336,140	5,593	36,174	9,363	387,270
福祉職給料表		341,704	5,617	36,760	11,655	395,736
指定職給料表		x	x	x	x	x
特定任期付職員給料表		661,500	—	69,458	—	730,958
全給料表	平成31年4月(A)	346,309	8,954	37,934	14,913	408,110
	平成30年4月(B)	346,534	9,064	37,965	14,451 ( 14,728 )	408,014 ( 408,291 )
	(A) / (B) × 100	% 99.9	% 98.8	% 99.9	% 101.3	% 100.0

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。  
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。  
 3 その他は、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当等である。  
 4 「x」は、人員が1人の場合である。  
 5 ( ) 内は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成28年愛知県条例第7号)による減額前の額である。

第4表 行政職給料表適用職員の級別平均給与月額及び平均年齢

区分 級	職員数	平均年齢	給与種目				平均給与月額 計
			給 料	扶養手当	地域手当	その他	
	人	歳	円	円	円	円	円
10級	12	56.3	537,733	5,833	71,701	141,551	756,818
9級	16	58.8	508,225	4,125	71,371	132,175	715,896
8級	113	57.6	467,144	6,960	62,093	115,612	651,809
7級	713	55.6	440,453	12,211	56,405	86,156	595,225
6級	1,468	52.8	407,361	14,147	45,107	11,096	477,711
5級	861	50.0	389,955	15,105	42,747	5,418	453,225
4級	1,925	46.4	365,728	11,438	39,748	4,593	421,507
3級	1,317	37.8	293,060	7,224	31,657	8,917	340,858
2級	1,585	30.0	232,908	2,291	24,817	12,348	272,364
1級	1,305	24.5	195,815	129	20,604	5,983	222,531
全級	9,315	41.5	325,266	8,452	36,145	15,806	385,669

- (注) 1 給料には、給料の調整額を含む。  
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。  
 3 その他は、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤手当、へき地手当等である。

## 第5表 職員の給料表別、級別、号給別人員

行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										7
5										
6										
7							1			3
8			7							1
9	8		3							
10	2		3							
11	1	2								
12		1	6							
13	8	125	3							1
14	1	73	2							
15	1	47								
16		38	1						1	
17	21	115	6						2	
18	3	82	3						6	
19	4	52	3							
20	5	45	7						1	
21	13	107	25	1					6	
22	3	64	39	8						
23	2	54	71	4						
24	4	36	43	7						
25	49	76	54	9						
26	7	87	41	6						
27	5	57	46	7						
28	2	35	45	7						
29	232	84	60	9						
30	18	66	32	7						
31	18	55	46	14			1		1	
32	8	38	44	10					1	
33	186	53	46	20				4		
34	42	41	28	24			3	18		
35	22	54	41	13			8	14		
36	9	54	39	15			14	10		
37	208	14	31	13			36	15		
38	73	2	26	15			66	13		
39	18	2	20	15			26	7		
40	14	1	9	13			31	9		
41	160	3	18	15			31	6		
42	69	2	26	15			45	3		
43	52	3	14	11			36	8		
44	29		13	12			29	1		
45	7		19	21			37	2		
46	1		18	15			40			
47		1	17	26			30	1		
48		1	9	14		1	33			
49		1	21	22	1	1	20			
50		1	15	18	2	3	19			
51		1	17	26	2	5	17			
52			10	17	2	11	17			
53		3	10	25	3	40	17			
54			11	25	5	49	10			
55			14	23	4	94	8			
56			5	23	4	84	8			
57			8	22	7	41	9			
58		2	14	32	9	41	7			
59			6	33	6	66	13			
60			6	29	9	53	6			
61			7	40	15	55	8			
62			6	40	13	55	13			
63			4	49	11	67	6			
64			4	49	16	55	7			
65			5	49	12	61	61			
66		1	7	41	12	45				
67		1	10	45	12	40				
68			3	45	23	38				
69			7	40	15	30				
70			1	55	18	38				
71			3	41	19	34				
72		1	5	40	25	25				
73			7	45	54	36				
74			6	36	75	28				
75			1	42	58	27				
76		1	6	37	46	18				

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			2	36	63	15				
78		1	2	42	52	16				
79			1	33	43	15				
80			4	31	31	7				
81		1	4	48	17	13				
82			6	42	28	2				
83		1	2	49	16	7				
84			4	31	15	16				
85			6	32	18	236				
86			4	26	12					
87			3	47	13					
88			3	19	8					
89			1	14	6					
90			4	11	5					
91			4	11	4					
92			4	16	5					
93			5	8	47					
94			3	9						
95			5	3						
96			3	2						
97			2	80						
98			3							
99			2							
100			2							
101			2							
102			2							
103										
104			4							
105			5							
106			2							
107			4							
108			2							
109			4							
110			2							
111			2							
112			1							
113			25							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	1,305	1,585	1,317	1,925	861	1,468	713	113	16	12

適用職員数	9,315 人
-------	---------

(注) 各級内の太線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0は空欄とした。以下第5表の各表について同じ。  
指定職給料表は人員が1人であるため、掲載していない。

公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5								1	2
6									
7	105								1
8	3								
9	17								
10	1								
11	107		2						
12			2						
13	48			2					
14	3		1						
15	9	189							
16	3	4	5						
17	123	6							
18	5	6	2						
19	18	197	3						
20	8	9	3						
21	106	95	2	2					
22	6	20	3						
23	50	51	7	3		1			
24	6	228	11		1				1
25	102	51	2	1	1				
26	7	35	3	6	1				
27	45	28	12	2	1				
28	5	189	6	4	1				
29		34	14	4					
30		29	11	1		2			
31		37	28	5					
32		174	12	5					
33		50	8	4					1
34		73	8	3	2	1			4
35		41	52	33	1				1
36		150	111	52	2	3			1
37		42	108	45	1	1			11
38		45	79	40	4	2			4
39		29	100	47	2				5
40		114	74	50	7	4			1
41		54	104	59	8				3
42		45	72	61	4				2
43		48	75	59	3		1		5
44		74	72	57	5	2			3
45		53	94	57	2	1	1		1
46		53	84	67	6	1	1		3
47		36	62	75	4	3		1	1
48		16	73	78	7	3	1		4
49		6	68	69	7	4	2	8	3
50		3	72	81	11	2	4	3	2
51		5	52	58	20	6	1	13	4
52		3	35	69	11	5	2	4	1
53		5	35	66	17	2	1	6	3
54			34	60	23	4	5	4	2
55		1	45	84	12	3	1	20	
56		5	48	57	12	3	3	3	
57		1	36	74	13	4	20	9	4
58		1	39	100	23	2	9	14	
59		2	36	91	18	5	19	13	
60		1	45	71	13	6	13	5	
61			37	88	20	6	12	3	
62			44	80	24	2	15	4	
63		1	29	89	25	5	14	5	
64		1	41	87	29	3	11	1	
65		1	39	66	30	1	18	1	
66			26	93	28		7	3	
67			26	82	27	3	11	6	
68			28	82	27	1	10		
69			30	74	20	1	13	1	
70			28	66	29	3	12	2	
71		1	25	68	22	1	11	2	
72			20	53	22	6	13		
73			20	67	22	3	10	13	
74			22	76	20	2	6		
75			23	67	29	4	9		
76			24	71	31	1	13		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			24	59	29	2	3		
78			13	50	28	2	11		
79			27	54	28	2	7		
80			18	56	28	5	8		
81			17	54	50		6		
82			11	37	28	3	4		
83			11	37	27	3	7		
84			15	37	30	4	6		
85			11	29	25	3	130		
86			9	21	36	2			
87			10	28	23	2			
88			13	31	26	4			
89			6	40	29	4			
90			6	33	26				
91			7	41	22	3			
92			9	32	32	3			
93			6	23	30	116			
94			10	30	23				
95			8	17	16				
96			5	24	22				
97			6	20	25				
98			6	31	22				
99		1	4	23	21				
100			4	31	28				
101			3	22	17				
102			5	15	31				
103			3	11	35				
104			9	17	31				
105			2	14	30				
106			4	19	27				
107			4	19	35				
108			2	16	28				
109			3	18	322				
110			3	22					
111			5	16					
112			6	19					
113			1	18					
114			3	17					
115			1	12					
116				19					
117			2	10					
118			2	12					
119			7	8					
120			1	15					
121			1	11					
122			1	21					
123			1	15					
124			3	11					
125			3	17					
126			1	19					
127			1	18					
128				19					
129			3	13					
130			1	10					
131				19					
132			2	30					
133			2	415					
134									
135			2						
136			2						
137			2						
138		1							
139			3						
140			3						
141			25						
142									
143									
144									
145									
計	777	2,344	2,690	4,686	1,858	270	451	145	73

適用職員数	13,294 人
-------	----------



教育職給料表(一) (高等学校等に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5		110		
6		4		
7		3		
8		15		
9		107		
10		9		
11		19		
12		37		
13		41		
14		102		
15		24		
16		25		
17		68		
18	1	86		
19		23		
20	1	39		
21	1	65		
22	1	41		
23		100		
24	1	44		
25	1	41		
26	1	72		
27		150		
28		52		
29		62		
30		95		
31	2	46		3
32	1	117		1
33	1	60		3
34	2	66		2
35	1	71		6
36	2	106		10
37	1	54		4
38	1	66	1	13
39	1	72		12
40		56		11
41	1	93		13
42	2	56		6
43	4	66		6
44	4	57		13
45	1	58		6
46	2	52		14
47	5	89		6
48	2	61		10
49	2	50		4
50	5	52		1
51	4	74		2
52	4	34		3
53	3	55		1
54	1	60		1
55	3	44		4
56	6	59		2
57	2	48		2
58	2	46		3
59	3	57		2
60	4	89	2	1
61	2	50	3	17
62	2	47	3	
63	2	54	3	
64	2	64	27	
65		46	13	
66	2	66	6	
67	5	43	24	
68	3	64	16	
69	1	47	30	
70	2	44	7	
71	2	65	16	
72	2	72	14	
73	2	67	17	
74	3	55	14	
75	1	63	2	
76	2	46	20	

職務の級 号給	1	2	3	4
77	3	61	10	
78	3	55	11	
79	1	57	7	
80	7	62	15	
81		65	5	
82	2	59	8	
83	2	55	7	
84	3	50	7	
85	3	50	7	
86	3	62	11	
87	5	74	2	
88	2	56	3	
89	3	39	6	
90	2	39	6	
91	3	66	6	
92	4	51	7	
93		41	20	
94	3	34		
95	1	51		
96	3	47		
97	1	38		
98	3	45		
99	3	51		
100	2	38		
101	1	49		
102	1	76		
103	2	55		
104		41		
105	1	37		
106	1	45		
107		37		
108	1	31		
109		52		
110	1	25		
111		23		
112	2	39		
113	1	45		
114		53		
115		38		
116	1	62		
117		45		
118		42		
119		52		
120	1	68		
121	1	31		
122		38		
123	2	112		
124		61		
125	2	42		
126	1	39		
127		14		
128		25		
129		19		
130	1	23		
131		15		
132		10		
133	2	14		
134	4	19		
135		30		
136	1	50		
137		35		
138	2	41		
139		55		
140	1	44		
141	1	80		
142		40		
143	1	48		
144	1	70		
145		86		
146	1	45		
147	1	35		
148	2	35		
149	1	158		
150		101		
151	1	164		
152	1	190		

職務の級 号給	1	2	3	4
153		1105		
154	1			
155				
156				
157	1			
158	1			
159				
160				
161	32			
計	249	9,276	356	182

  

適用職員数	10,063 人
-------	----------

教育職給料表(二) (中学校、小学校又は義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭等に適用)

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		436			
18		20			
19		14			
20		36			
21		498			1
22		26			1
23		38			4
24		61			28
25		130			50
26		422			40
27		37			69
28		50			43
29		147			50
30		476			40
31		38			61
32		73			51
33		153			40
34		139			55
35		402			36
36		85			41
37		114			41
38		176			25
39		441			31
40		49			24
41		112			12
42		150			5
43		135			7
44		374			5
45		103			7
46		119			6
47		168			9
48		357			13
49		105			12
50		133			13
51		167			5
52		128			10
53		279			8
54		101			9
55		108		1	17
56		156			19
57		119			15
58		96		1	12
59		278			15
60		126			11
61		107			88
62		116		2	
63		275			
64		98		1	
65		133	1		
66		165		2	
67		125			
68		225		3	
69		112		3	
70		132		3	
71		143		2	
72		208		1	
73		123		1	
74		136		5	
75		152		5	
76		199		8	

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
77		101	3	12	
78		128	1	30	
79		121		93	
80		146		54	
81		124	1	65	
82		109		20	
83		204	2	44	
84		105		137	
85		144	1	62	
86		133		78	
87		186	1	49	
88		114		54	
89		158	1	55	
90		119	2	34	
91		161		38	
92		120	2	38	
93		102	1	30	
94		138	1	4	
95		101	2	6	
96		135	1	6	
97		104	6	7	
98		88	3	2	
99		145	2	3	
100		99		7	
101		90		5	
102		109	3	9	
103		128	1	5	
104		86		1	
105		92	2	39	
106		88	4		
107		88			
108		90	2		
109		79	3		
110		127			
111		102			
112		85			
113		99			
114		148			
115		124			
116		74			
117		94			
118		73			
119		65			
120		73			
121		103			
122		38			
123		51			
124		63			
125		77			
126		67			
127		63			
128		104			
129		72			
130		68			
131		81			
132		98			
133		71			
134		68			
135		180			
136		81			
137		82			
138		46			
139		28			
140		36			
141		45			
142		53			
143		19			
144		16			
145		18			
146		27			
147		82			
148		90			
149		81			
150		83			
151		117			
152		65			

身給	職務の級	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
153			196			
154			69			
155			79			
156			103			
157			104			
158			65			
159			13			
160			23			
161			30			
162			58			
163			136			
164			110			
165			1,481			
計			19,463	46	1,025	1,029
適用職員数						21,563 人

教育職給料表(三) (看護専門学校に勤務する学校長、副学校長及び教員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31		1			
32					
33					
34					
35					
36					
37		1			
38					
39					
40					
41					
42		1			
43					
44					
45		1			
46					
47					
48					
49					
50					
51		1			
52					
53		1			
54		2			
55				1	
56					
57		1			
58					
59					
60				1	
61		1			
62					
63					
64					
65				1	
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72		1			
73		1			
74					
75					
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77		1			
78		1			
79					
80		1			
81		2			
82		1			
83					
84					
85			1		
86					
87		1			
88		3			
89			1		
90			1		
91					
92					
93			1		
94			1		
95		1	1		
96		1	2		
97		1	1		
98					
99			1		
100			1		
101					
102		1			
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109		2			
110		1			
111		1			
112		2	1		
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119		1			
120					
121		1			
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
計		34	12	3	

適用職員数	49 人
-------	------



研究職給料表 (試験所、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人					
2						
3						
4						
5		5				
6						
7						
8						
9		2				
10						
11						
12						
13		3				
14						
15						
16						
17		9				
18						
19						1
20						
21		8				
22		2				
23		1				
24						
25		6				
26						
27						
28		1	1			
29		5	1			
30			1			
31			1			
32		1	3			
33		7	2			
34		6	2		2	
35		1	2		3	
36			1			
37		5	4			
38		3	1		1	
39		3	1		1	
40		2	2			
41		10	1		1	
42		2	1			
43		3	2			
44			1			
45		6				
46		1	2		1	
47		4	1			
48		1	1	1		
49		4	1			
50		11	2			
51			3			
52		2				
53		3	1			
54		5	4			
55		6	2			
56		2	3	2		
57			1	2		
58		3	4	1		
59				8		
60		5		4		
61		3	3			
62		3	1	5		
63		4	2	4		
64		4	4			
65		1	4	8		
66		1	3	5		
67		1	2	7		
68		5	2	1		
69			1	3		
70		1	1	1		
71		2		2		
72		1	1	1		
73		3	2	2		
74		2	2	2		
75		2	2			
76		2	3	2		

号給	職務の級	1	2	3	4	5	6
		人	人	人	人	人	人
77				3	1	1	
78			1	2	1		
79				5	1		
80			1	6	1		
81			1	3			
82			1	1			
83				1	1		
84			1	4			
85				9			
86				5			
87			1	5			
88			1	2			
89				4	1		
90				6			
91			1	2			
92							
93				5			
94				2			
95				3			
96				3			
97				1			
98				3			
99				7			
100				3			
101				2			
102			1				
103				3			
104				4			
105							
106				1			
107				2			
108							
109				6			
110							
111				1			
112			1				
113				8			
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121			2				
計			185	197	67	10	1

適用職員数	460 人
-------	-------

医療職給料表(一) (病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人				人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		1			
14					
15					
16					
17					
18					1
19					
20					
21	1				1
22					
23					
24					
25	1	2			
26	1				
27					
28					
29	1				
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38				2	
39		1		1	
40					
41					
42					
43					
44				1	
45		1			
46					
47		1		1	
48					
49				2	
50		1		1	
51					
52				1	
53					
54					
55				1	
56				2	
57				1	
58					
59				2	
60					
61				1	
62				1	
63					
64				1	
65					
66					
67					
68					
69				1	
70					
71					
72					
73					
74				1	
75				1	
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78			3		
79				2	
80				1	
81				11	
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88			1		
89			4		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	4	7	20	25	2

適用職員数	58 人
-------	------

医療職給料表(二) (病院、診療所、保健所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8		1						
9		1						
10								
11								
12								
13		1						
14								
15								
16								
17		9						
18								
19		1						1
20								
21	1	8						
22								
23		1						
24								
25	1	13						
26		1						
27								
28		2						
29		2	7					
30		1	4				1	
31		1	3				2	
32		2	5		1		1	
33		2	4		1		6	
34		5	3		1		3	
35		2	4		1		3	
36		1	1				3	
37		7	2				3	
38		3	2		1		2	
39		2	3		1		1	
40			2				1	
41		6	3				2	
42		5	5					
43		1	1	1				
44		2	2	3	1		1	
45		2	4			3		
46		1	2	1		2		
47		1	2			1	1	
48					2	3		
49		1	3		1	2		
50			4		2	2		
51			2	1		1	1	
52			2	1		3		
53			1			2		
54			1		1		1	
55			1	1		1		
56			1			1		
57			1		1	2		
58			2			3		
59				1	1	2		
60					1	1		
61					2	3		
62			2		1	1		
63			1		1			
64					1	1		
65		1			4	3		
66			1		1	1		
67					1			
68								
69			1		1			
70					2			
71			1			1		
72					3	2		
73						1		
74					5			
75			1		1	2		
76					3	1		

号給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
77						1	2		
78						2			
79						2			
80						1	1		
81						1			
82					1	1			
83						1			
84						1			
85						2			
86						1			
87						2			
88						3			
89									
90						1			
91									
92						1			
93						2			
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105			1						
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
計		2	87	84	10	65	48	32	1

適用職員数	329 人
-------	-------

医療職給料表(三) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		9					
10							
11							
12							
13		16					
14							
15		6					
16							
17		7					
18							
19		4					
20							
21		10					
22							
23		6					
24							
25		11					
26		1					
27		4					
28		2					
29		1					
30		3					
31		3	1				
32		1	3				
33		2	2				
34		1	1				
35		5	2				
36		3	1				
37		6	1				
38		1	2				
39		1					
40		1	4				
41		6	5				
42		2	2				
43		3	2				
44		1	1				
45		2	2				
46		3	1			1	
47		1	4			1	
48		1				3	
49		1	3		1		
50		1	1			1	
51		3	2	1		4	
52		4				1	
53		3	2		1	2	
54		2				1	
55		1	2			3	
56			4		2		
57			3		1	2	
58			1			2	
59			3			1	
60				1	1	1	
61				2	1	2	
62			4	1	1	1	
63				2	1	1	
64			1	3	1	1	
65			1			1	
66			1	3		1	
67			1	1	1	2	
68			1	1		1	
69			2	1		1	
70				1		2	
71			1		3	3	
72				2	1	4	
73		1			2	1	
74					4	1	
75						4	
76						2	

号給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
77					1	4		
78				2		3	1	
79				1		2		
80				3	1	3	1	
81					1	1		
82					1	2		
83					1	3		
84					1			
85					2			
86			1					
87					1			
88			1		1			
89			1			2	1	
90					1			
91			1		1	2		
92					1	1		
93						20		
94								
95								
96								
97			1					
98			1					
99								
100								
101								
102								
103					1			
104								
105								
106					1			
107								
108								
109					1			
110								
111					1			
112					1			
113					2			
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								



身給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7
153		人	人	人	人	人	人	人
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
計			139	79	39	64	54	

適用職員数	375 人
-------	-------

福祉職給料表 (児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25	2					
26						
27						
28	1					
29	1					
30						
31						
32	1					
33	3					
34						
35		1				
36						
37		1				
38						
39		1				1
40	1	3				1
41		2				
42	1	2		1		
43	1		1	1		
44	1	1				
45	2	1				
46						1
47	1	1		1		
48	1					1
49	1					
50				1		
51		1		3		
52				1		
53	4				1	
54	2	1		1	2	
55	1			1		
56	5	1		1		
57	1					
58	3	1		1		
59	1					
60				1		
61		1		2		
62	1					
63	2					
64					1	
65			1	1		
66						
67						
68						
69		1				
70			1			
71						
72						
73			1	1		
74						
75				2		
76			1	1		

号給	職務の級	1	2	3	4	5	6
		人	人	人	人	人	人
77							
78				1	3		
79							
80					5		
81							
82				1			
83					2		
84							
85							
86							
87					2		
88			1		1		
89							
90					1		
91					1		
92							
93				2	6		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
153	人	人	人	人	人	人
計	37	20	9	41	4	4

  

適用職員数	115 人
-------	-------

特定任期付職員給料表

（高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用）

号 給	人 員
1	
2	
3	
4	
5	1
6	1
7	

適用職員数	2人
-------	----

第6表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数					う ち 扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者 を 有 す る 者				
	行 政 職	警 察 官	教 員	そ の 他	行 政 職	警 察 官	教 員	そ の 他		
1 人	7,400	1,294	2,017	3,893	196	3,182	566	1,136	1,414	66
2 人	8,067	1,335	2,449	4,126	157	3,611	635	1,349	1,565	62
3 人	6,212	921	2,590	2,607	94	4,878	733	2,277	1,804	64
4 人	1,736	217	769	723	27	1,561	194	729	614	24
5 人	201	26	74	97	4	193	25	72	92	4
6 人	20	2	6	12	0	16	2	5	9	0
7人以上	3	0	1	2	0	3	0	1	2	0
計	23,639	3,795	7,906	11,460	478	13,444	2,155	5,569	5,500	220

- (注) 1 この表でいう「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 なお、全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.9人である。  
 2 扶養手当の受給者の全職員に占める割合は、42.5%である。  
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,068円（平均扶養親族数は2.13人）である。  
 4 この表でいう「行政職員」とは行政職給料表適用職員、「警察官」とは公安職給料表適用職員、「教員」とは職員をいう（以下第7表及び第8表について同じ。ただし、第8表の「その他」には、指定職給料表適用職員

うち 扶養親族である 子を有する者					うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者				
	行政職	警察官	教員	その他		行政職	警察官	教員	その他
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3,811	618	837	2,233	123	407	110	44	246	7
7,898	1,294	2,422	4,026	156	222	48	34	138	2
6,196	917	2,585	2,600	94	138	32	37	68	1
1,736	217	769	723	27	79	19	18	40	2
200	26	73	97	4	26	9	7	10	0
20	2	6	12	0	3	1	0	2	0
3	0	1	2	0	1	0	0	1	0
19,864	3,074	6,693	9,693	404	876	219	140	505	12

教育職給料表適用職員、「その他」とは研究職給料表適用職員、医療職給料表適用職員及び福祉職給料表適用及び特定任期付職員給料表適用職員を含む。。

第7表 職員の住居手当の支給状況

区 分	受 給 者 数				
	行政職員	警察官	教員	その他	
受 給 者	12,871	2,178	2,792	7,513	388
手 当 月 額 11,000 円 以 下 の 受 給 者	19	5	2	12	0
手 当 月 額 11,100 円 以 上 27,000 円 未 満 の 受 給 者	3,617	568	582	2,369	98
手 当 月 額 27,000 円 者 の 受 給 者	9,235	1,605	2,208	5,132	290
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額	25,941	25,963	26,372	25,776	25,889

(注) 住居手当の受給者の全職員に占める割合は、23.1%である。



第8表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	受 給 者 数				
	行政職員	警察官	教員	その他	
交通機関等のみ利用者	13,708人	5,653人	6,145人	1,473人	437人
交 通 用 具 の み 使 用 者	34,583	2,394	3,346	28,064	779
うち加算対象者	372	137	34	194	7
交 通 機 関 等 と 交 通 用 具 と の 併 用 者	3,665	776	2,504	300	85
うち加算対象者	4	4	0	0	0
計	51,956	8,823	11,995	29,837	1,301
うち加算対象者	376	141	34	194	7
受給者1人当たり平均手当月額	10,164円	15,390円	14,649円	6,609円	14,891円
交通機関等のみ利用者の1人当たり平均手当月額	16,794	17,396	15,925	17,096	20,217
交 通 用 具 の み 利 用 者 の 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額	6,581	8,520	9,944	5,898	10,799
交通機関等と交通用具との併用者の1人当たり平均手当月額	19,163	21,975	17,804	21,578	25,011

(注) 1 通勤手当の受給者の全職員に占める割合は、93.4%である。

2 加算対象者とは、特地又はへき地の勤務公署に勤務する、自動車等の使用距離が片道25キロメートル以上である者等をいう。

第9表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上2,000km未満	2,000km以上2,500km未満	2,500km以上		
受給者	133	12	24	3	3	2		1			1	179	34,749

第10表 職員の管理職手当の支給状況

区分 組織	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
知事部局	局長	地方機関の長	部長技監	事業監	課長	主幹 地方機関の課長	地方機関の主幹			
学 校					校長			教頭 事務長		
警察本部				参事官	課長 署長	上席管理官 副署長				
受給者	12	20	90	115	1,541	638	112	1,603		

- (注) 1 職名は、それぞれの区分に対応する主なものであり、受給者欄に掲げる人数は、すべての受給者の合計である。  
 2 事業監とは、対策監、推進監等をいう。  
 3 学校とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

第11表 職員の地域手当の支給状況

区分	支給割合					
	計	非支給	10.5%	15%	16%	20%
人員 (構成比)	55,624 (100%)	12 (0.0%)	55,513 (99.8%)	3 (0.0%)	61 (0.1%)	35 (0.1%)
平均手当月額	37,934	0	37,857	62,930	97,686	67,173

- (注) 人員及び平均手当月額には、異動保障によるものを含む。

## 第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

### その1 フルタイム勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	160		24	118	10		5	3			
公安職給料表	100			31	27	41	1				
教育職給料表(一)	295	22	273								
教育職給料表(二)	254		247		7						
研究職給料表	11		9		2						
医療職給料表(二)	15			7	8						
医療職給料表(三)	7				7						
福祉職給料表	1			1							
給料表計	843										
60歳	405										
61歳	335										
62歳	54										
63歳	38										
64歳	11										

(注) 1 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

2 教育職給料表(二)特2級は、該当人員0であるため欄を設けていない(その2において同じ。)

### その2 短時間勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	396		395		1						
教育職給料表(一)	843	34	809								
教育職給料表(二)	1,649		1,649								
教育職給料表(三)	1		1								
研究職給料表	12		12								
医療職給料表(二)	11			11							
医療職給料表(三)	7			7							
福祉職給料表	10		10								
給料表計	2,929										
60歳	470										
61歳	461										
62歳	728										
63歳	664										
64歳	606										

第13表 職員の給料月額と国家公務員の俸給月額との比較

区 分	平成30年4月	平成29年4月	平成28年4月
ラスパイレス指数	101.0	101.5	100.9

(注) 上記指数は、各年の地方公務員給与実態調査(総務省)による愛知県の指数を表し、国を100としたものである。

## 2 民間給与関係

### 2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、平成31年4月現在における県内民間事業所の給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

愛知県人事委員会、名古屋市人事委員会、人事院及び各県等の人事委員会

#### (3) 調査の範囲

##### ① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所  
4,057事業所

##### ② 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

#### (4) 調査対象の抽出

##### ① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により38層に層化し、これらの層から563事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第14表のとおりである。

##### ② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### (5) 集 計

##### ① 調査実人員

行政職相当職が32,136人（初任給関係2,345人、初任給関係以外29,791人）であり、その他の職種が1,941人（初任給関係102人、初任給関係以外1,839人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は359,147人であり、このうち行政職相当職は320,389人である。

##### ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農業，林業，漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利 採取業，建設業	44	9	10	7	9	9
製 造 業	215	42	33	27	79	34
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業，郵便業	80	17	14	5	36	8
卸売業，小売業	39	3	5	6	21	4
金融業，保険業，不 動産業，物品賃貸業	17	9	3	4	1	—
教育，学習支援業、 医療，福祉，サービス業	90	11	11	14	42	12
産 業 計	485	91	76	63	188	67

- (注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が78所あった。  
 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、  
 「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業  
 (他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関 係	新卒事務員・技術者計	大学卒	206,987	208,100	204,820	203,220
		短大卒	180,970	183,944	179,862	x
		高校卒	169,657	168,755	170,358	172,948
	新卒事務員	大学卒	205,184	205,826	203,330	204,382
		短大卒	179,354	182,005	178,025	x
		高校卒	167,106	165,624	168,065	※ 167,537
	新卒技術者	大学卒	209,579	211,827	206,310	201,113
		短大卒	186,192	190,803	183,026	—
		高校卒	171,056	169,882	172,179	※ 178,223
そ の 他	新卒高等学校教諭	大学卒	x	—	x	—
	新卒研究員	大学卒	x	x	—	—
	準新卒医師	大学卒	382,139	368,826	※ 589,609	—
	準新卒薬剤師	大学卒	210,876	※ 204,305	※ 238,300	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	217,875	214,384	223,893	—
	準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成30年度中に資格免許を取得し、平成31年4月までの間に採用された場合をいう。  
なお、医師については、平成28年3月大学卒業後、平成28年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成31年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「大学卒」には大学院修了を、「短大卒」には高等専門学校卒を含まない。
- 4 ※印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。
- 5 「x」は、調査実人員1人の場合である。

## 第16表 企業規模別、職種別給与額等

### その1 給与比較の対象職種

#### 1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	47	50.7	745,504	1,706	743,798	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	10	55.4	724,018	2,188	721,830	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	1,043	52.4	690,331	1,163	689,168	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	755	52.5	748,544	721	747,823	
事務部次長	578	51.4	619,769	3,964	615,805	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	509	52.1	641,173	1,361	639,812	
事務課長	2,266	49.2	580,838	9,332	571,506	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長	2,246	49.6	607,360	2,393	604,967	
事務課長代理	554	47.9	535,557	22,911	512,646	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	488	47.9	527,512	17,782	509,730	
事務係長	2,233	44.1	490,574	69,811	420,763	係の長及び係長級専門職
技術係長	2,510	43.5	534,729	91,866	442,863	
事務主任	1,742	42.4	403,756	54,401	349,355	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
技術主任	2,110	41.4	453,161	79,745	373,416	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
事務係員	7,223	36.2	330,346	43,384	286,962	
技術係員	5,477	34.0	361,152	60,831	300,321	

(注) 基幹となる役職段階(部長、課長、係長、係員)が置かれている民間事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が、部長と課長の間位置付けられる従業員は部次長、課長と係長の間位置付けられる従業員は課長代理、係長と係員の間位置付けられる従業員は主任に含めて比較をしている。



2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	42	50.7	736,706	1,917	734,789	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工 場 長	9	54.9	740,460	2,425	738,035	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	737	53.1	745,574	231	745,343	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	628	52.9	779,186	389	778,797	
事 務 部 次 長	464	51.8	650,494	2,894	647,600	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
技 術 部 次 長	473	52.4	649,945	1,124	648,821	中間職(部長-課長間)
事 務 課 長	1,752	49.7	603,835	8,704	595,131	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認めら れる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長	1,962	49.7	616,775	1,425	615,350	
事 務 課 長 代 理	430	48.4	564,032	21,075	542,957	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
技 術 課 長 代 理	378	48.4	553,077	14,216	538,861	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
事 務 係 長	1,575	44.2	516,876	76,916	439,960	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	2,065	43.4	548,675	96,470	452,205	
事 務 主 任	1,261	42.7	426,947	59,499	367,448	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
技 術 主 任	1,663	42.0	467,034	84,386	382,648	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
事 務 係 員	4,861	36.3	337,462	45,468	291,994	
技 術 係 員	3,991	34.2	370,456	63,743	306,713	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	5	51.0	816,787	0	816,787	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工 場 長	1	x	x	x	x	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	270	51.2	597,544	2,506	595,038	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	108	50.6	587,469	1,428	586,041	
事 務 部 次 長	106	49.4	514,524	4,545	509,979	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
技 術 部 次 長	31	47.2	530,711	3,809	526,902	中間職(部長-課長間)
事 務 課 長	482	47.8	506,363	11,385	494,978	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認めら れる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長	241	47.9	496,337	14,437	481,900	
事 務 課 長 代 理	110	46.7	449,081	21,666	427,415	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
技 術 課 長 代 理	82	47.7	465,528	27,106	438,422	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
事 務 係 長	567	44.0	439,101	54,195	384,906	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	334	44.8	431,436	58,177	373,259	
事 務 主 任	401	41.2	347,935	42,131	305,804	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
技 術 主 任	355	37.9	393,938	60,533	333,405	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
事 務 係 員	1,933	35.7	317,835	39,445	278,390	
技 術 係 員	1,170	33.4	318,139	47,836	270,303	

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
工 場 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	36	49.1	487,533	6,190	481,343	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	19	51.8	543,016	8,445	534,571	
事 務 部 次 長	8	53.2	484,734	41,622	443,112	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
技 術 部 次 長	5	51.0	461,858	9,398	452,460	中間職（部長-課長間）
事 務 課 長	32	49.1	470,851	12,045	458,806	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認めら れる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長	43	47.7	478,826	12,285	466,541	
事 務 課 長 代 理	14	44.8	460,977	70,969	390,008	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
技 術 課 長 代 理	28	42.3	405,414	33,150	372,264	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
事 務 係 長	91	43.6	391,582	54,368	337,214	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	111	42.5	401,671	46,750	354,921	
事 務 主 任	80	43.0	338,596	40,057	298,539	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
技 術 主 任	92	41.3	365,104	47,846	317,258	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
事 務 係 員	429	37.3	287,879	32,388	255,491	
技 術 係 員	316	33.9	314,006	44,282	269,724	

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	1	x	x	x		
	自家用乗用 自動車運転手	93	50.9	312,813	55,990	256,823	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守衛	62	43.4	419,221	57,984	361,237	
	用務員	9	52.6	332,762	32,663	300,099	
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	—	—	—	—	—	
	一等航海士・ 一等機関士	—	—	—	—	—	
	二等航海士・ 二等機関士	—	—	—	—	—	
	三等航海士・ 三等機関士	—	—	—	—	—	
	運航士	—	—	—	—	—	
	甲板長・操機長	—	—	—	—	—	
	甲板手・操機手	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大学学長・ 副学長・学部長	14	62.9	945,066	0	945,066	
	大学教授	104	54.6	709,977	1,764	708,213	
	大学准教授	88	46.3	593,017	3,417	589,600	
	大学講師	46	39.5	450,951	3,066	447,885	
	大学助教	36	36.7	394,700	0	394,700	
	高等学校校長	5	60.1	747,810	15,719	732,091	
	高等学校教頭	14	56.9	676,163	2,626	673,537	
	高等学校教諭	141	46.1	539,612	2,940	536,672	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支給す る 給 与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	38	51.4	639,228	20	639,208	2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長
	研究室(係)長	38	47.8	544,701	12,381	532,320	構成員3人以上の室(係)の長
	主任 研究 員	35	41.0	459,911	64,844	395,067	下記研究員より上位の者(研究所長の職名 を有する者、上記研究部(課)長及び研究 室(係)長を除く。)
	研 究 員	87	34.2	351,551	36,295	315,256	
	研 究 補 助 員	8	29.6	347,311	34,808	312,503	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	x	x	x	x	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	8	58.4	1,448,665	13,458	1,435,207	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	32	53.5	1,341,558	85,701	1,255,857	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	49	40.6	995,724	117,097	878,627	
	歯 科 医 師	6	42.5	711,189	0	711,189	
	薬 局 長	7	49.8	566,071	38,093	527,978	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	40	36.9	355,677	29,265	326,412	
	診療放射線技師	52	41.6	411,125	29,453	381,672	
	臨床検査技師	54	42.3	381,958	26,226	355,732	
	栄 養 士	48	35.7	300,288	20,152	280,136	
	理学療法士	88	35.9	340,240	36,810	303,430	
	作業療法士	69	33.6	309,984	22,980	287,004	
	総 看 護 師 長	6	55.2	558,861	47,851	511,010	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	104	46.1	483,653	62,667	420,986	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師	294	33.6	355,037	77,395	277,642		
准 看 護 師	162	45.1	323,905	51,442	272,463		

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

その3 再雇用者

企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長・工場長	4	62.5	661,925	338	661,587	その1の1企業規模計の備考欄参照
60歳男性	1	—	x	x	x	
事務・技術部長	53	63.4	532,665	8,752	523,913	
60歳男性	18	—	587,645	158	587,487	
事務・技術部次長	36	62.4	406,089	4,922	401,167	
60歳男性	9	—	386,513	13,915	372,598	
事務・技術課長	78	62.5	463,366	15,870	447,496	
60歳男性	19	—	461,504	19,031	442,473	
事務・技術課長代理	14	62.2	326,322	23,194	303,128	
60歳男性	4	—	349,795	21,062	328,733	
事務・技術係長	47	63.0	327,365	18,171	309,194	
60歳男性	11	—	362,192	18,786	343,406	
事務・技術主任	10	63.8	326,530	16,129	310,401	
60歳男性	3	—	282,006	4,431	277,575	
事務・技術係員	1,210	62.6	289,541	19,306	270,235	
60歳男性	288	—	307,138	21,229	285,909	

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第17表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等（事務・技術関係職種）

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	57	51.6	741,422	1,798	739,624
大 学 卒	39	51.5	785,339	2,302	783,037
短 大 卒	4	43.4	531,324	0	531,324
高 校 卒	14	53.9	685,262	1,011	684,251
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	1,798	52.5	717,832	954	716,878
大 学 卒	1,497	52.3	733,374	722	732,652
短 大 卒	79	52.5	606,944	2,213	604,731
高 校 卒	216	53.6	648,876	2,180	646,696
中 学 卒	6	49.8	660,142	0	660,142
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	1,087	51.7	630,822	2,620	628,202
大 学 卒	917	51.6	639,473	2,792	636,681
短 大 卒	59	51.8	578,265	833	577,432
高 校 卒	111	53.0	589,734	2,102	587,632
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	4,512	49.4	597,192	5,053	592,139
大 学 卒	3,443	49.0	605,148	3,695	601,453
短 大 卒	255	50.1	558,181	9,082	549,099
高 校 卒	801	51.5	568,446	10,659	557,787
中 学 卒	13	49.4	555,227	18,107	537,120

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	1,042	47.9	531,507	20,329	511,178
大 学 卒	783	47.4	537,875	20,241	517,634
短 大 卒	68	49.1	506,175	19,329	486,846
高 校 卒	190	49.3	515,213	20,931	494,282
中 学 卒	1	x	x	x	x
事務係長・技術係長	4,743	43.7	519,469	84,244	435,225
大 学 卒	3,157	42.1	527,868	88,519	439,349
短 大 卒	372	46.0	488,963	78,540	410,423
高 校 卒	1,176	48.4	497,935	70,554	427,381
中 学 卒	38	49.2	569,817	91,301	478,516
事務主任・技術主任	3,852	41.8	434,806	70,329	364,477
大 学 卒	2,413	39.5	433,525	70,135	363,390
短 大 卒	386	44.6	417,260	61,908	355,352
高 校 卒	993	46.1	440,403	71,602	368,801
中 学 卒	60	48.5	501,807	109,582	392,225
事務係員・技術係員	12,700	35.1	345,814	52,144	293,670
大 学 卒	7,993	33.0	352,425	56,141	296,284
短 大 卒	1,372	40.3	334,245	40,423	293,822
高 校 卒	3,256	38.3	333,982	47,094	286,888
中 学 卒	79	42.5	335,231	41,989	293,242

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。  
「x」は、調査実人員が1人の場合である。



2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	51	51.5	737,427	2,014	735,413
大 学 卒	36	51.1	777,965	2,513	775,452
短 大 卒	3	46.9	514,285	0	514,285
高 校 卒	12	53.4	679,719	1,159	678,560
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	1,365	53.0	763,561	315	763,246
大 学 卒	1,198	52.7	771,446	229	771,217
短 大 卒	40	54.2	673,058	417	672,641
高 校 卒	124	55.4	710,113	1,178	708,935
中 学 卒	3	50.1	753,945	0	753,945
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	937	52.2	650,186	1,900	648,286
大 学 卒	816	51.9	655,317	1,996	653,321
短 大 卒	40	52.2	614,041	50	613,991
高 校 卒	81	54.3	619,649	1,773	617,876
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	3,714	49.7	612,360	3,909	608,451
大 学 卒	2,931	49.2	617,228	2,710	614,518
短 大 卒	178	50.7	584,390	8,384	576,006
高 校 卒	595	52.0	591,955	9,455	582,500
中 学 卒	10	51.4	567,186	24,492	542,694

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	808	48.4	558,488	17,604	540,884
大 学 卒	624	47.9	562,522	17,714	544,808
短 大 卒	44	49.5	542,797	12,932	529,865
高 校 卒	140	50.0	545,850	18,477	527,373
中 学 卒	—	—	—	—	—
事務係長・技術係長	3,640	43.6	539,454	90,800	448,654
大 学 卒	2,447	42.0	545,262	94,592	450,670
短 大 卒	246	46.3	516,138	87,271	428,867
高 校 卒	915	49.1	522,109	77,147	444,962
中 学 卒	32	50.3	598,102	95,656	502,446
事務主任・技術主任	2,924	42.3	453,474	75,968	377,506
大 学 卒	1,840	40.0	449,674	74,607	375,067
短 大 卒	267	45.3	437,595	69,648	367,947
高 校 卒	766	46.5	463,256	78,668	384,588
中 学 卒	51	49.2	525,376	119,395	405,981
事務係員・技術係員	8,852	35.2	355,282	55,338	299,944
大 学 卒	5,670	32.8	360,767	59,720	301,047
短 大 卒	959	40.5	342,770	42,210	300,560
高 校 卒	2,161	38.9	346,423	49,703	296,720
中 学 卒	62	41.8	341,545	42,123	299,422

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	6	52.4	774,570	—	774,570
大 学 卒	3	54.8	865,423	0	865,423
短 大 卒	1	x	x	x	x
高 校 卒	2	57.6	723,102	0	723,102
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	378	51.0	594,733	2,205	592,528
大 学 卒	266	50.9	602,528	2,375	600,153
短 大 卒	34	51.1	555,380	167	555,213
高 校 卒	76	51.5	584,618	2,505	582,113
中 学 卒	2	51.0	567,366	0	567,366
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	137	48.9	518,317	4,372	513,945
大 学 卒	92	48.4	524,078	5,434	518,644
短 大 卒	19	50.8	500,918	2,526	498,392
高 校 卒	26	49.2	508,521	1,767	506,754
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	723	47.9	503,118	12,372	490,746
大 学 卒	469	47.1	509,973	12,433	497,540
短 大 卒	69	48.3	498,482	9,415	489,067
高 校 卒	182	49.7	486,325	13,626	472,699
中 学 卒	3	44.0	521,314	0	521,314

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	192	47.1	456,428	24,096	432,332
大 学 卒	127	46.5	462,081	23,291	438,790
短 大 卒	22	48.2	448,554	24,146	424,408
高 校 卒	42	48.5	443,745	26,195	417,550
中 学 卒	1	x	x	x	x
事務係長・技術係長	901	44.3	436,293	55,654	380,639
大 学 卒	596	43.2	442,695	56,989	385,706
短 大 卒	111	45.7	437,959	61,384	376,575
高 校 卒	191	46.5	414,806	47,408	367,398
中 学 卒	3	47.6	462,817	94,169	368,648
事務主任・技術主任	756	39.6	371,017	51,364	319,653
大 学 卒	475	37.6	378,659	55,395	323,264
短 大 卒	103	42.7	372,464	41,213	331,251
高 校 卒	171	43.3	346,962	45,503	301,459
中 学 卒	7	44.1	374,926	55,346	319,580
事務係員・技術係員	3,103	34.8	317,945	42,496	275,449
大 学 卒	1,863	33.2	327,656	44,492	283,164
短 大 卒	348	39.6	307,163	35,043	272,120
高 校 卒	878	36.3	300,968	41,057	259,911
中 学 卒	14	47.3	295,493	38,924	256,569

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。  
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	—	—	—	—	—
大 学 卒	—	—	—	—	—
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	—	—	—	—	—
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	55	50.0	506,577	6,964	499,613
大 学 卒	33	49.1	487,947	4,205	483,742
短 大 卒	5	49.9	501,289	24,755	476,534
高 校 卒	16	52.1	545,269	7,143	538,126
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	13	52.4	476,610	30,178	446,432
大 学 卒	9	53.5	477,020	39,723	437,297
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	4	50.0	475,748	10,122	465,626
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	75	48.3	475,409	12,182	463,227
大 学 卒	43	47.4	477,945	3,718	474,227
短 大 卒	8	49.1	454,696	21,607	433,089
高 校 卒	24	49.7	478,445	24,492	453,953
中 学 卒	—	—	—	—	—

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	42	43.1	423,374	45,375	377,999
大 学 卒	32	43.0	426,183	46,981	379,202
短 大 卒	2	50.5	453,807	74,857	378,950
高 校 卒	8	41.9	404,750	31,707	373,043
中 学 卒	—	—	—	—	—
事務係長・技術係長	202	42.9	397,319	50,036	347,283
大 学 卒	114	41.8	406,512	55,560	350,952
短 大 卒	15	43.5	378,879	48,814	330,065
高 校 卒	70	44.8	387,822	41,832	345,990
中 学 卒	3	37.8	354,018	32,465	321,553
事務主任・技術主任	172	42.1	352,906	44,262	308,644
大 学 卒	98	38.5	352,389	45,452	306,937
短 大 卒	16	45.1	377,938	71,000	306,938
高 校 卒	56	47.4	348,139	34,987	313,152
中 学 卒	2	47.0	309,561	35,440	274,121
事務係員・技術係員	745	35.8	299,353	37,611	261,742
大 学 卒	460	34.1	305,642	40,635	265,007
短 大 卒	65	39.4	299,749	31,586	268,163
高 校 卒	217	38.4	283,682	32,252	251,430
中 学 卒	3	44.0	330,147	53,074	277,073

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。  
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第18表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
			%	%	%	
大学卒	規模計	72.3	(51.1)	(48.9)	—	27.7
	500人以上	94.1	(59.3)	(40.7)	—	5.9
	100人以上 500人未満	60.4	(36.5)	(63.5)	—	39.6
	50人以上 100人未満	31.8	(42.8)	(57.2)	—	68.2
高校卒	規模計	49.9	(52.1)	(47.9)	—	50.1
	500人以上	66.1	(61.7)	(38.3)	—	33.9
	100人以上 500人未満	42.8	(33.7)	(66.3)	—	57.2
	50人以上 100人未満	15.0	(49.7)	(50.3)	—	85.0

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第19表 民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	企業規模	自動昇給	査定昇給	昇格昇給
		%	%	%
係員	規模計	46.7	80.2	45.0
	500人以上	52.1	84.5	54.8
	100人以上 500人未満	41.6	73.9	34.3
	50人以上 100人未満	42.6	83.0	41.7
課長級	規模計	31.1	69.3	35.8
	500人以上	26.0	64.0	37.5
	100人以上 500人未満	35.0	71.8	32.3
	50人以上 100人未満	37.3	80.6	39.6

(注) 定期昇給の有無が不明及び定期昇給制度の内容が不明の事業所を除いた事業所を100とした割合である(複数回答)。

第20表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		85.1%
配偶者に家族手当を支給する		(84.6%)
子に家族手当を支給する		(100%)
家族手当制度がない		14.9%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	13,921円
	配偶者と子1人	19,838円
	配偶者と子2人	25,603円

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第21表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
支 給 す る		49.7%
支 給 し な い		50.3%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層		27,000円以上 28,000円未満



第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
規 模 計		56.0	44.0	51.8	48.2	50.5	49.5
500人以上		56.1	43.9	50.4	49.6	48.5	51.5
100人以上500人未満		55.5	44.5	52.2	47.8	51.5	48.5
50人以上100人未満		56.8	43.2	56.1	43.9	56.1	43.9

第23表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級 (行政職給料表)	民 間 従 業 員					
	企業規模500人以上			企業規模100人以上 500人未満		
					企業規模50人以上 100人未満	
10級 9級	支 工 部 部	店 場 次	長 長 長 長	/		
8級 7級	課 長		支 工 部 部			
6級 5級	課 長 代 理		課 長		支 工 部 部	店 場 次 長 長 長
4級	係 長		課 長 代 理		課 長 代 理	
3級	主 任		係 長		係 長	
2級 1級	係 員		主 任		主 任	
			係 員		係 員	

### 3 生計費関係

#### 平成31年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国消費実態調査」及び「家計調査」に基づき、平成31年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国消費実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

##### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、平成31年4月の全国の費目別標準生計費（平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費者動向の変動分を加味して算定した値）に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

2人～5人世帯については、家計調査（名古屋市・勤労者世帯）における平成31年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

##### (参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成30年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第24表 名古屋市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成31年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	26,940	42,470	52,580	62,690	72,800
住居関係費	44,080	35,370	38,090	40,810	43,530
被服・履物費	2,110	5,960	6,620	7,290	7,950
雑費Ⅰ	41,120	36,480	61,980	87,460	112,960
雑費Ⅱ	7,050	16,540	20,100	23,650	27,200
計	121,300	136,820	179,370	221,900	264,440

<参考> 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.502	0.622	0.742	0.861
住居関係費	0.755	0.814	0.872	0.930
被服・履物費	0.476	0.529	0.582	0.635
雑費Ⅰ	0.217	0.369	0.520	0.672
雑費Ⅱ	0.301	0.366	0.430	0.495

## 4 労働経済関係

第25表 労働経済指標

その1 全国集計

項目 年月	①	②	③	④	⑤				⑥			
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数 (調査産業計)	有効求人 倍率 (季節調整値)	完全 失業率 (季節調整値)	きま っ て 支 給 す る 給 与 ( 調 査 産 業 計 )				所 定 内 給 与 ( 調 査 産 業 計 )			
	前 期 比 (%)	前年同月比 (%)	(倍)	(%)	一 般 労 働 者		一 般 労 働 者		一 般 労 働 者		一 般 労 働 者	
				(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	
平成30年4月		0.5	1.60	2.5	298.5	0.2	361.5	0.2	272.4	0.3	328.2	0.4
5月	0.5	0.6	1.61	2.3	294.5	0.8	355.6	0.7	269.9	0.8	324.4	0.8
6月		0.5	1.61	2.5	296.8	0.8	358.4	0.6	271.8	0.6	326.5	0.5
7月		0.2	1.62	2.5	296.4	0.8	358.9	0.7	271.4	0.6	327.0	0.6
8月	△0.5	0.3	1.63	2.4	295.5	1.1	357.4	0.8	270.8	1.1	325.9	0.7
9月		0.1	1.63	2.4	295.5	0.5	358.1	0.4	271.2	0.6	327.1	0.5
10月		0.1	1.62	2.4	298.3	1.1	361.5	1.0	272.6	1.1	328.7	1.0
11月	0.4	0.1	1.63	2.5	298.7	1.4	361.6	1.0	272.2	1.3	327.7	1.1
12月		0.1	1.63	2.4	297.6	0.9	360.7	0.6	271.5	1.0	327.5	0.8
平成31年1月		1.3	1.63	2.5	291.9	0.0	356.9	0.5	267.1	△0.1	325.0	0.4
2月	0.5	1.2	1.63	2.3	292.8	0.3	358.8	0.8	267.6	0.2	326.2	0.6
3月		1.1	1.63	2.5	295.3	△0.1	361.1	0.4	269.7	△0.2	328.0	0.3
4月		1.1	1.63	2.4	299.5	0.3	364.4	0.8	273.4	0.3	330.8	0.8
令和元年5月	(p)0.3	0.8	1.62	2.4	294.8	0.1	357.6	0.6	269.4	△0.1	325.2	0.2
6月		1.0	1.61	2.3	297.6	0.3	361.0	0.7	272.4	0.3	328.7	0.7
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	厚生労働省							

- (注) 1 (p)の付されている数値は速報値である。  
 2 ①は平成23年基準、②、⑤、⑥、⑩、⑪、⑫は平成27年基準である。  
 3 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は「毎月勤労統計調査」(事業所規模30人以上)の数値である。なお、令和元年5月までの数値は「再集計値」である。

⑦ 所定外給与 (調査産業計)				⑧ 総実労働 時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働 時間数 (調査産業計)		⑩ 消費支出 [二人以上の世帯のうち勤労者世帯]			⑪ 消費者 物価指数 (総合)	⑫ 国内企業 物価指数
		一般労働者						名目	実質			
(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)
26.1	△1.1	33.3	△0.9	150.8	13.0	335.0	1.5	0.7	0.6	2.2		
24.6	0.1	31.2	0.2	146.5	12.4	312.4	△0.9	△1.7	0.7	2.7		
25.0	1.7	31.9	1.6	152.5	12.4	292.0	△1.6	△2.4	0.7	2.8		
25.0	1.7	31.9	1.7	150.8	12.4	310.0	0.4	△0.7	0.9	3.1		
24.7	0.9	31.4	0.9	145.9	11.8	319.9	6.1	4.5	1.3	3.1		
24.3	△0.5	30.9	△0.6	143.3	12.2	302.7	2.5	1.1	1.2	3.0		
25.7	1.1	32.9	1.0	150.2	12.9	315.4	0.5	△1.2	1.4	3.0		
26.5	1.0	33.9	1.1	153.6	13.1	303.5	0.8	△0.2	0.8	2.3		
26.1	△0.9	33.2	△1.1	145.9	12.8	351.0	△0.3	△0.6	0.3	1.4		
24.8	1.2	31.9	1.9	136.6	12.1	325.8	2.6	2.4	0.2	0.6		
25.2	1.6	32.6	2.4	142.1	12.5	302.8	4.7	4.5	0.2	0.9		
25.6	0.3	33.1	1.1	144.1	12.8	348.9	4.2	3.6	0.5	1.3		
26.1	0.1	33.5	0.7	148.7	13.1	337.2	0.7	△0.3	0.9	1.2		
25.3	3.0	32.3	3.6	141.4	12.4	332.3	6.4	5.5	0.7	0.6		
25.2	0.8	32.3	1.4	147.4	12.3	308.4	5.6	4.8	0.7	△0.1		
働 省						総 務 省				日本銀行		

その2 愛知県集計

年月	① 常用雇用 指 (調査産業計)	② 有効求人 倍 (季節調整値)	③ 完全失 業率 (季節調整値)	④ きまって支給する給与 (調査産業計)		⑤ 所定内給与 (調査産業計)	
	前年同月 比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年同月 比 (%)	(千円)	前年同月 比 (%)
平成30年4月	0.6	1.95	1.6	312.9	0.4	279.2	0.4
5月	0.5	1.96		306.6	0.2	274.2	0.2
6月	0.7	1.97		313.0	1.0	279.4	1.1
7月	1.0	1.97	1.8	310.4	0.7	276.8	0.5
8月	0.8	1.97		306.4	1.1	274.3	1.2
9月	0.3	1.98		309.1	0.3	275.8	0.2
10月	0.7	1.96	1.8	314.3	2.5	279.5	2.5
11月	0.6	1.96		313.4	1.8	277.6	1.8
12月	0.8	1.97		310.5	1.1	276.4	1.6
平成31年1月	0.5	1.96	1.6	304.8	0.4	273.2	1.0
2月	△0.7	1.98		308.0	0.5	273.8	0.4
3月	△0.5	1.97		313.0	0.4	277.7	0.5
4月	0.4	1.99	1.9	315.1	0.7	280.7	0.6
令和元年5月	0.3	1.97		309.5	1.0	277.0	1.0
6月	0.8	1.94		309.7	△1.0	277.2	△0.8
資料出所	愛知県民文化局 県民生活部統計課	愛知労働局	愛 知 県 県 民 文 化 局 県 民				

(注) 1 ①、④、⑤、⑨、⑩は、平成27年基準である。  
 2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は、事業所規模30人以上の数値である。

⑥ 所定外給与 (調査産業計)	⑦ 総実労働 時間数 (調査産業計)	⑧ 所定外労働 時間数 (調査産業計)	⑨ 消費者支出 [二人以上の世帯のうち勤労者世帯] (名古屋市・勤労者世帯)		⑩ 消費者 物価指数 (総合・名古屋市)
			名	目	
(千円)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)
33.7	154.9	16.4	334.3	△6.1	0.7
32.4	148.1	15.6	335.7	7.5	0.8
33.6	157.3	16.7	258.5	△3.3	0.8
33.7	155.9	16.4	276.0	△5.4	1.2
32.2	144.9	14.8	291.8	6.3	1.4
33.3	146.9	16.2	338.0	26.8	1.2
34.8	156.5	16.8	269.8	△11.9	1.5
35.7	159.8	16.8	387.0	23.0	0.9
34.1	149.5	16.2	344.3	0.3	0.3
31.6	138.7	14.6	328.7	△1.9	0.3
34.2	147.5	16.4	280.9	5.4	0.2
35.3	149.9	17.0	360.0	23.8	0.4
34.4	152.2	16.9	346.6	3.7	0.5
32.4	145.7	15.7	310.4	△7.5	0.3
32.6	150.1	15.4	274.6	6.2	0.1
生活部統計課			総務省		